■ 基本方針

新庁舎は、大規模地震に対する安全性を確保するため、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月発）」に基づき、地震による構造体の損傷を防ぎ、迅速な災害対応や復旧・復興活動の拠点となる耐震性能を備えた構造とします。

また、基礎構造は、新庁舎建設地における地盤調査の結果を踏まえ、沈下等の障害が生じないよう、建物を確実に支持する地耐力の確保に留意した計画とします。

■ 新庁舎等の耐震性能

国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」では、施設の機能、用途及び重要度に応じた耐震安全性の分類と保有すべき性能を示しており、この基準に基づき、新庁舎が有すべき耐震安全性を確保します。

耐震安全性の分類	対象施設		施設の活動内容	耐震性能
Ⅰ類	災害対策の指揮、情報伝達のための施設	本市新庁舎 防災センター 消防 病院	災害時の情報の収集、指令 二次災害に対する警報の発令 災害復旧対策の立案、実施 防犯等の治安維持活動 被災者への情報伝達 保健衛生及び防疫活動 救援物資等の備蓄、緊急輸送活動等 被災者の救難、救助及び保護 救急医療活動	1.5 倍
Ⅱ類	避難所として位置付けられた施設 多数の者が利用する施設	避難所 文化施設 学校施設 社会教育施設など 本市立体駐車場	被災者の受け入れ等	1.25 倍
Ⅲ類	その他施設	一般施設	－	1.0 倍

（１）新庁舎

国の基準において、耐震安全性の分類がⅠ類となる災害対策の指揮命令拠点施設は、「特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設」と位置づけられていることから、大規模地震後、構造体の補修をすることなく使用できるよう、通常の建築物の 1.5 倍に相当する耐震性能を備えます。

なお、新庁舎の構造の安全性については、「建築基準法」に基づき、国が指定する評価機関において詳細な審査や検証を行い、平成 29 年 1 月 30 日に国土交通大臣の認定を受けています。

（２）立体駐車場

国の基準においては、耐震性能の分類はⅢ類に位置付けられますが、防災拠点となる新庁舎の補完施設として、大規模地震時にも、構造体の大きな補修をすることなく使用できるよう、通常の建築物の 1.25 倍に相当する耐震性能に強化します。

立体駐車場は、災害時には大型災害車両の駐留や支援物資の集積、荷捌きスペースとして活用するほか、災害資機材や飲料水、非常食などを備蓄する倉庫を設けます。

■ 構造計画の概要

項目	新庁舎	新庁舎立体駐車場
建物規模	地上１８階、ＰＨ２階	地上５階、ＰＨ１階
構造種別	鉄骨造、基礎免震構造	ＰＣ造、耐震構造
構造形式	ラーメン構造	ラーメン構造
基礎形式	直接基礎	直接基礎
地盤補強	ラップルコンクリート	ラップルコンクリート
設計地震動 （本市の設計時に想定する地震）	告示波（国が定める一般の地震波） 南海トラフ巨大地震 養老・桑名・四日市断層帯	

架構パース（立体駐車場）

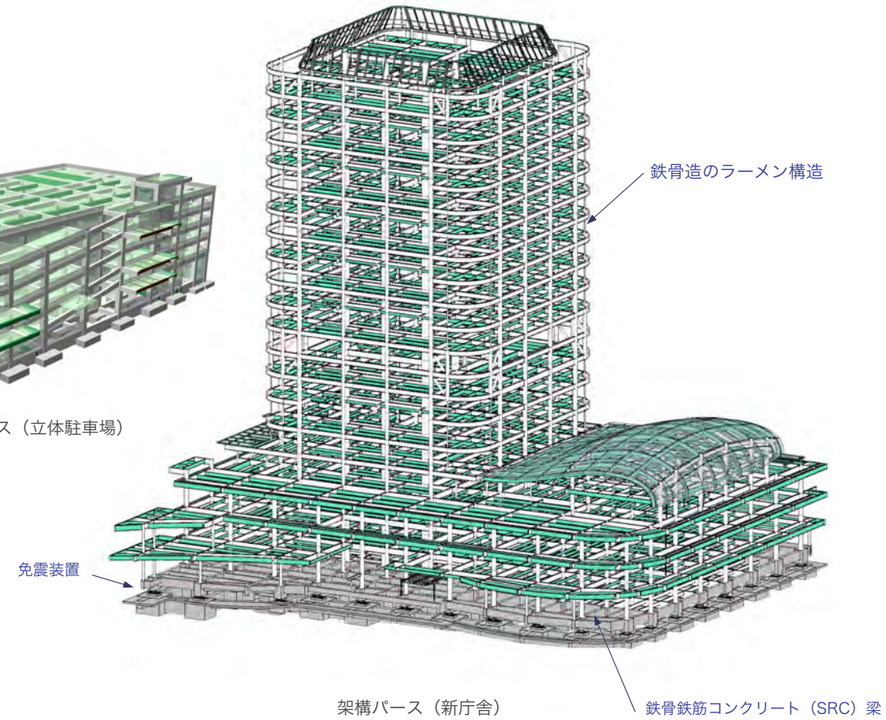

架構パース（新庁舎）

免震装置（イメージ）

＜免震装置とは＞

免震装置は、地震時に、その揺れを低減するために地面と建物の間に設置する装置です。免震装置により、建物に揺れが直接伝わることを防ぎ、建物をゆっくりと移動させます。

新庁舎に採用する免震装置は、積層ゴム支障（ゴムの柔らかさにより、地震力を吸収する構造）と転がり支障（ボールベアリングが、レールを転がり移動し、地震力を吸収する構造）の組合せにより、大規模地震に対する安全性を確保します。